# 環境省・原子力規制関係予算のポイント

# — 東日本大震災からの復興、原子力規制・防災体制の充実 —

環境委員会調查室 山岸 千穂

# はじめに

環境省の平成 28 年度予算は、前年度当初予算 (9,286 億円) から 31%増の1兆 2,191 億円と過去最大規模となった。また、平成 27 年度補正予算は1,367 億円となり、その内容は、平成 27 年9月の関東・東北豪雨への対応等もあるが、多くは平成 28 年度予算において実施される事業を前倒ししたものである。

環境省予算を概観してみると、東日本大震災の発生から5年が経過する平成28年度においても、東日本大震災復興特別会計が占める割合は7割を超え、依然として震災からの復興が最優先課題である。平成28年度内に事業の完了が予定されている除染については、これまでで最大となる5,223億円が計上され、今後、本格的に整備される中間貯蔵施設や、汚染廃棄物の処理についても、重点的な予算配分が行われている。

震災前から引き続き環境行政の主要課題である地球温暖化対策は、平成27年11月~12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(以下「UNFCCC・COP21」という。)の結果を受けるとともに、「地球温暖化対策のための税」の引上げ「による増収なども後押しし、国内対策の加速化及び国際連携の強化が図られている。

原子力規制委員会の平成 28 年度予算は 577 億円 (前年度比 1 %増)、平成 27 年度補正予算は 24 億円となった。また、内閣府に計上されている原子力防災に関する平成 28 年度予算は 126 億円 (前年度比 3 %増)、平成 27 年度補正予算は 100 億円である。

原子力規制行政においては、平成27年9月、九州電力の川内原子力発電所が新規制基準による審査を受けた原発として初めて再稼働するとともに、その他の原発についても新規制基準に係る適合性審査が進んでいる。こうした中、原子力防災のための取組強化、原子力に関わる人材育成などが引き続き課題である。

以上を踏まえ、本稿においては、平成28年度の環境省・原子力規制関係予算について、 平成27年度補正予算にも触れつつ、最近の政策の動向を踏まえながら、その概要を説明す ることとしたい。

# 1. 環境省予算の概要

環境省予算は、3つの会計から構成されており、平成28年度予算は、一般会計に2,820

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 平成24年度税制改正において創設され、24年10月に施行、26年4月及び28年4月に段階的に引き上げられることとされている。課税対象は全ての化石燃料であり、現行の石油石炭税にCO2排出量1トン当たり289円を上乗せされる。これにより、平成28年度の税収見込み額は約2,600億円となる。

億円(前年度比 12%増)、エネルギー対策特別会計<sup>2</sup>に 1,586 億円(同 38%増)、東日本大震災復興特別会計に 9,153 億円³(同 38%増)がそれぞれ計上され、総額で 1 兆 2,191 億円となった。環境省は、平成 28 年度の重点施策として、(1)東日本大震災からの復興と震災の教訓を踏まえた防災・減災、(2)新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた国内対策の抜本的強化と世界全体の排出削減への貢献、(3)循環共生型社会の構築、(4) G7富山環境大臣会合等を通じた地球規模の環境対策への貢献という4つの柱を掲げ、その実現に向け、予算要求を重点的に行っている。ここでは、(1)~(3)について紹介する。

# 表 平成28年度環境省予算の概要

【一般会計】				
	平成27年度	平成27年度	平成28年度	
		1.6	当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
一般政策経費等	1,503	584	1,452	97%
エネルキ・一対策特別会計へ繰入	1,008	_	1,368	136%
合 計	2,511	584	2,820	112%

【エネルギー対策特別会計】							
		平成27年度	平成27年度	平成28年度			
		当初予算額	補正予算(案)	当初予算(案)	対前年比		
		億円	億円	億円			
	エネルギー対策特別会計	1,148	_	1,586	138%		
	うち、エネルギー需給勘定	1,125	_	1,564	139%		
	電源開発促進勘定	23	_	22	96%		

小計				
	平成27年度 平成27年		平成28年度	
	当初予算額	補正予算(案)	当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	. 億円	
一般会計+エネルキー対策特別会計 (除く、エネルキー対策特別会計へ繰入)	2,650	584	3,038	115%

【東日本大震災復興特別会計】	ć			
	平成27年度	平成27年度	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)	6,636	783	9,153	138%

	슴 計						
1		_		平成27年度	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
				 当初予算額		当初予算(案)	対前年比
		-		億円	億円	億円	
		合	計	9,286	1,367	12,191	131%

(注) 四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

(出所) 環境省資料

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> エネルギー対策特別会計では、地球温暖化対策や福島県の健康管理に関する施策を実施している。

<sup>3</sup> 復興庁予算として一括計上され、環境省が執行している。

# (1) 東日本大震災からの復興と防災・減災

#### ア 除染実施計画に沿った除染の実施

東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」<sup>4</sup>において、国が除染実施計画を策定して除染を実施する「除染特別地域」と、市町村が汚染状況を調査し、除染実施計画を策定した上で、国の予算措置の下、市町村が除染を実施する「汚染状況重点調査地域」<sup>5</sup>に分けて規定されており、両地域とも平成28年度内の完了が予定されている。

平成27年度補正予算では、除染に783億円が計上されており、自主避難者等の帰還促進や復興の本格化に向け、福島県内の汚染状況調査地域における除染について前倒しで財政措置がなされている(717億円)。併せて、平成27年9月の関東・東北豪雨による被災箇所への対応として66億円が計上されている。

平成28年度予算には、前述のとおり過去最大の5,223億円が計上され、「除染特別地域」に係る予算として、生活圏の除染の推進に1,266億円、除去土壌等の減容化・仮置きに1,592億円、除染実施後の放射線量の監視に29億円が計上されたほか、「汚染状況重点調査地域」など地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置に2,330億円が計上されている。

なお、除染については、平成 23 年度予備費から積算して約 2 兆 6,420 億円が計上されたが、平成 29 年度以降も、局所的にしか実施されていない帰還困難区域における除染や、一部森林の除染などが今後の課題として残されている。

#### イ 中間貯蔵施設の整備の推進

中間貯蔵施設は、福島県内での除染で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物<sup>6</sup>を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管することを目的とするもので、これに関連する事業は、政府全額出資の特殊会社である「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」(以下「JESCO」という。)により実施される。また、保管された土壌等は、貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了することとされている<sup>7</sup>。

同施設の設置については、平成 27 年1月の供用開始に向けて取組が進められたが、 当初、政府と福島県、建設候補地の大熊町、双葉町との交渉が難航したため<sup>8</sup>、目標から 遅れることが確認された<sup>9</sup>。こうしたことを踏まえつつ、平成 27 年 3 月から、福島県内

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)

<sup>5</sup> 汚染状況重点調査地域として指定されている市町村は、99 市町村である(平成28年1月現在)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 福島県内で発生した①仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物 (落葉・枝等)、②10 万 Bq (ベクレル)/kg を超える放射能濃度の焼却灰等を中間貯蔵施設に貯蔵することとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)」により「日本環境安全事業株式会社」の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更するとともに「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」との規定が改正法に明記された。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> その後、政府が、用地の買取りに加えて地上権の設定も選択肢とすることや、生活再建策・地域振興策に活用できる総額 3,010 億円の新規かつ追加的な財政措置を講じる方針を掲げた。これを受け、平成 26 年 9 月に佐藤福島県知事(当時)が、次いで大熊町及び双葉町が中間貯蔵施設の建設受入れを容認した。

<sup>9 「</sup>中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて」望月環境大臣談話(平成27年1月16日)

の 43 の市町村の仮置場の除去土壌等を中間貯蔵施設の保管場へ搬入するパイロット輸送<sup>10</sup>が開始されるとともに、用地の確保のため地権者との交渉が行われている。しかしながら、2千名を超える地権者のうち、半数近くの地権者の連絡先は不明であり、契約実績は38件に留まる(平成27年12月末時点)。

中間貯蔵施設の整備に係る予算は 1,346 億円であり、このうち 14 億円は除去土壌等の減容・再生利用等に関する研究開発・実証等のための費用とされている。

また、中間貯蔵施設の用地のうち大規模工場等に関する補償審査等のための体制の強化として環境省本省に2人、中間貯蔵整備及び次の「ウ」で述べる汚染廃棄物処理等に係る体制の強化として地方環境事務所に30人の増員が予定されている。

# ウ 指定廃棄物の処理

原発事故で発生した「指定廃棄物<sup>11</sup>」のうち、福島県で発生したものについては、放射性物質濃度が 10 万 Bq (ベクレル)/kg 以上は前述の中間貯蔵施設へ、8,000Bq/kg 以上 10 万 Bq/kg 以下のものについては既存の管理型処分場、「フクシマエコテッククリーンセンター」を活用して処理することとしている。同センターの活用については、安全性への懸念等から地元住民から反対する声が上がったが、協議が重ねられた結果、平成27 年 11 月までには、政府から処分場の国有化を始めとする安全対策と地域振興策が示され<sup>12</sup>、同年 12 月、福島県、富岡町及び楢葉町が、同事業を容認するに至っている。

福島県以外の5県(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)で発生した指定廃棄物については、国の基本方針<sup>13</sup>に基づいて、各県に長期管理施設を設置することとしている。国は、平成26年1月に宮城県の栗原市、大和町、加美町の3か所を、同年7月に、栃木県の塩谷町の1か所を候補地とするとともに、翌平成27年4月には、千葉県の候補地として、東京電力の千葉火力発電所の土地の一部を提示したが、いずれも住民の反対により候補地の調査は進んでいない<sup>14</sup>。各県では引き続き廃棄物を分散して一時保管している状況が続いており、その処分が喫緊の課題となっているが、地元住民の反発は強く、今後も難航が予想される。

上記のような汚染廃棄物の処理等に関して、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」として、平成28年度予算に2,140億円が計上されている。

# エ 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

原発事故により飛散した放射性物質による健康影響については、国の交付金により創

<sup>〈</sup>http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h27/s0116.html〉(平28.1.18 最終アクセス)

 $<sup>^{10}</sup>$ 搬入からおおむね1年程度かけ、本格的な搬入に向けた安全性等の確認・検証がなされる予定である。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、放射性物質による汚染状態が 8,000Bq (ベクレル) /kg を超えるものは「指定廃棄物」とし、国がその処理を行うこととされている。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 「管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に係る対応について」(平成 27 年 11 月 16 日 環境省、復興庁)

<sup>13 「</sup>放射性物質汚染対処特措法の基本方針」(平成23年11月11日閣議決定)

<sup>14</sup> 平成 26 年 8 月下旬に、宮城県において詳細調査を開始しているが、住民の反対により調査は進んでいない。 栃木県、千葉県においては、詳細調査は実施されていない。

設された福島県民健康管理基金を財源として、福島県により平成 23 年から県民健康調査が実施されている。また、福島近隣県を含めた健康管理の現状と課題については、専門家会議<sup>15</sup>による検討を経て、平成 27 年 2 月、「環境省の当面の施策の方向性」が公表されている。ここでは、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実を掲げている。こうしたことを踏まえ、「放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業」に 12 億円が計上されるなどしている。

#### オ 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災

首都直下地震や南海トラフ巨大地震などにより、近い将来、東日本大震災を上回る規模の災害が発生することが懸念されていることから、防災対策の徹底を図るとともに、大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備することが求められている。また、平成27年の第189回国会では、大規模災害時に円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を確保するための指針の策定、国の代行措置等の特別措置の整備等を主な内容とする「廃棄物処理法16及び災害対策基本法17の一部を改正する法律」(平成27年法律第58号)が成立し、同年8月6日施行された。

これらを受け、「大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業」として、 平成28年度予算に35億円、平成27年度補正予算に53億円が計上されている。同事業 では、全国レベル及び地域ブロック協議会<sup>18</sup>レベルのそれぞれにおいて対策と課題の検 討を行うとともに、両者を連携させるなどして災害廃棄物処理体制の強化を図る。併せ て、災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を行うこととしている。

# (2) 地球温暖化対策

平成 27 年 11 月 30 日~12 月 13 日までフランス・パリで開催された UNFCCC・COP21 においては、新たな法的枠組みである「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。これにより、気温上昇を産業革命前から  $2^{\circ}$  で、可能な場合は  $1.5^{\circ}$  に抑えるべく、途上国を含む全ての国が、削減目標を 5 年ごとに提出・更新するとともに検証を受けることとされた。

同会議に先立って、我が国は、平成 42 (2030) 年度に温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26.0%削減 (平成 17 (2005) 年度比 25.4%削減) するとの約束草案を決定し、UNFCCC 事務局に提出した (以下「2030年目標」という。)。この 2030年目標は、徹底した省エネルギー対策によりエネルギー需要を 5,030万 k l 程度削減するもので、石油危機後並みの大幅なエネルギー効率の改善が必要とされている。特に、近年、エネルギ

<sup>15</sup> 被ばく線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方については「東京電力福島第一原子力発電所 事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」において議論され、中間とりまとめとして公表さ れた(平成26年12月)。

<sup>16 「</sup>廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)

<sup>17 「</sup>災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)

<sup>18</sup> 環境省、国の機関、地方公共団体、事業者、専門家等から構成される。

ー消費量の伸びが大きい業務・家庭部門では、平成25 (2013) 年度比約40%、運輸部門で約30%のCO2排出量の抜本的な削減が求められている。また、総発電量のうち、再生可能エネルギーは22~24%と見込まれており、固定価格買取制度(以下「FIT」という。)19の適正な運用のほか、低コスト化、高効率化のための技術開発等が必要とされている。

なお、平成28年の第190回国会においては、政府の策定する地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化対策の推進に関する普及啓発及び国際協力に関する事項を追加することなどを内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>20</sup>の一部を改正する法律案」の提出が予定されている。

地球温暖化対策に関連する予算は、2030 年目標を踏まえるとともに、「地球温暖化対策のための税」の完全施行による税収の増加等もあり、平成 28 年度予算では国内の地球温暖化対策の強化に関連する新規事業が数多く計上されている。地球温暖化対策予算は、環境省により、「国内の地球温暖化対策の強化」、「新たな国際枠組みの構築や優れた低炭素技術の海外展開を通じた世界全体の排出削減への貢献」、「気候変動(地球温暖化)の影響に対する適応策の計画的、総合的な推進」の3つの項目に分けて説明されているため、それぞれの項目ごとに、主な事業を紹介する。

#### ア 国内の地球温暖化対策の強化

業務部門における省エネを図るものとして、「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」には 50 億円が新規に計上されている。同事業は、地方公共団体が保有する庁舎などの施設からのエネルギー起源 CO2排出量が、我が国の民政業務部門の排出量の1割を占めることを踏まえ、地方公共団体による地球温暖化対策の実行計画事務事業編の策定支援、省エネ設備の導入等について補助を行うものである。

同じく新規事業のうち再生可能エネルギーの普及の底上げを図るものの一例として、「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」(経済産業省連携事業)には60億円が計上されている。同事業では、再生可能エネルギーのうち、FITの対象とならない自家消費や地産地消型の発電、発電に比べ利用の促進が遅れている熱利用について費用の一部補助を行うこととしている。

また、地球温暖化対策に係る先進的な技術のうち、石炭火力発電所等から排出される CO2を海底下や地中へ回収・貯留するCCS<sup>21</sup>の導入が期待されており、平成28年度 には北海道の苫小牧において、国内第一号となる実証試験が行われることとなっている (経済産業省委託事業)。これに関し、平成28年度予算には、同実証試験の周辺において水質、底質及び底生生物等のモニタリングを実施するとともに、貯留サイトの管理に係る技術的知見等を整理・収集するための事業に2.6億円が計上されている(「海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業」)。また、「CCSによるカーボンマイナス社会推進事業」(一部経済産業省連携事業、60億円)では、①CO2

<sup>19</sup> 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が保証する制度。

<sup>20 「</sup>地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)

 $<sup>\</sup>underline{C}$ arbon dioxide  $\underline{C}$ apture and  $\underline{S}$ torage  $\mathcal{O}$ 略。

の貯留に適した地層の調査(経済産業省連携、24 億円)、②有害化学物質の放出が抑制可能な環境配慮型CCSの実証事業(36 億円)を行うこととされている。

# イ 新たな国際枠組みの構築や優れた低炭素技術の海外展開を通じた世界への貢献

我が国は、自国の優れた低炭素技術を海外展開するとともに世界における排出量を削減するという観点から、二国間クレジット制度(以下「JCM」という。)<sup>22</sup>を展開しており、前述のパリ協定においても、JCMを含む市場メカニズムの活用が位置付けられたところである。同制度は、日本政府が費用の一部を出して発展途上国で温室効果ガスの排出削減につながる再生可能エネルギーや省エネルギーなどの事業を行い、削減した一部を日本の削減分として繰り入れる仕組みであり、現在、モンゴル、バングラデシュなど 15 カ国と署名済みである(平成 27 年 10 月末時点)。平成 28 年度予算では、JCM資金支援事業に 87 億円、JCM推進のためのMRV<sup>23</sup>等関連する技術高度化事業に 44 億円が計上されている。

# ウ 気候変動(地球温暖化)の影響に対する適応策の計画的、総合的な推進

地球温暖化の影響は、国内外において既に現れており、今後さらに深刻化する可能性が指摘されている。平成27年11月には、政府により「気候変動の影響への適応計画」が策定され、被害を最小化又は回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目的として掲げるとともに、水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等の分野別の施策、観測・監視、調査及び研究等の基盤的・国際的な施策を推進していくこととしている。

これらを踏まえ、国内における影響評価及び適応計画モニタリング手法の開発・改善、 地方における適応計画の計画策定支援、IPCC (国連気候変動に関する政府間パネル)<sup>24</sup>報告書の作成支援などに 4.7 億円を計上している。

#### (3) 循環共生型社会の構築

# ア 一般廃棄物処理施設の更新等

1990 (平成2) 年代以降、ダイオキシン類対策のために市町村等が整備した一般廃棄物処理施設の老朽化が進んでおり、ごみ処理能力の不足<sup>25</sup>や事故リスクの増大が懸念されている。これについて、市町村からは1,000 億円程度の財政支援の要望が出ており<sup>26</sup>、引き続き十分な予算を確保するとともに、戦略的に施設整備を支援していくことが求められている。こうしたことを背景に、一般廃棄物処理施設の更新・改良・改造に要する

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 二国間クレジット制度とは、日本から途上国への温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証方法論を適用し、定量的に適切に評価し、日本の排出削減目標の達成に活用する制度である。

 $<sup>^{23}</sup>$  Measurement, Reporting and Verification の略語で、「測定、報告及び検証」を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 国連環境計画 (UNEP)、世界気象機関 (WMO) により昭和63年に設置された政府間組織。科学的知見を提供し、UNFCCC の活動を支援する。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 一般廃棄物処理施設の耐用年数はおおむね 20 年程度であるが、平成 24 年度末時点で約半数の施設が築 20 年を超えている。

<sup>26 「</sup>循環型社会形成推進交付金に係る緊急要望について」(平27.12.8 公益社団法人全国都市清掃会議)

費用の3分の1又は2分の1を補助する「循環型社会形成推進交付金(浄化槽分を除く)」として、平成28年度予算では280億円、平成27年度補正予算に383億円が計上されている。また、既に述べたところであるが、「大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業」においても、廃棄物処理施設の整備のための費用として平成28年度予算に35億円、平成27年度補正予算に51億円が計上されている。

# イ 関東・東北豪雨等への対応

平成27年9月の「関東・東北豪雨」においては、台風第18号等により、利根川水系鬼怒川において堤防が決壊するなど、甚大な被害がもたらされた。同年10月には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく「激甚災害」に指定されている。

上記を受け、環境省においても、同災害により生じた災害廃棄物の処理について、平成 27 年度補正予算に 42 億円を計上し (「災害等廃棄物処理事業費補助金」)、被災市町村に 2分の 1を補助するとともに、地方負担分の 80%について交付税措置を行うこととしている。また、被害を受けた一般廃棄物処理施設の復旧に関し、同補正予算に 2.9 億円を計上しており、被災市町村に 2分の 1を補助するとともに、地方負担分については起債措置を行い、元利償還分について普通交付税措置を実施することとなっている。

### ウ PCB廃棄物の処理の推進

PCB廃棄物については、「PCB特別措置法 $^{27}$ 」に基づき、平成 31 年度以降に予定されている期限内に処理することが定められている。具体的には、低濃度PCBについては保管事業者に一定の期限内に処理することを求めるとともに、高濃度PCBについては、同法に基づく「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、全国5か所のPCB処理事業所において、JESCOにより化学処理を行うこととされている。

現在の処理期限は、平成 26 年 6 月に基本計画を改定し、それまでの期限を延長したものであるが<sup>28</sup>、対応に遅れが見られ、高濃度 P C B 処理の推進と低濃度 P C B の掘り起こしの必要性が指摘されている。現在、環境省においては、「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、「P C B 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」の取りまとめを行っており、平成 28 年の第 190 回国会においては、「P C B 特別措置法改正案(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案)」の提出が検討されている。

上記に関連し、地方自治体におけるPCB廃棄物の掘り起こし調査の効率化、未処理 者情報の一元化による進捗管理を行うための「PCB廃棄物適正処理対策推進事業」に

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号)

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 基本計画における当初の処理期限は、当初、高濃度PCB廃棄物は一律に平成28年度末、低濃度PCB廃棄物は平成28年7月とされていた。現在は、高濃度PCB廃棄物については事業所ごと(最も早いもので平成31年度末)、低濃度PCB廃棄物については、平成38年度末までに処理を完了することとしている。

平成 28 年度予算として 1.5 億円、平成 27 年度補正予算として 1.8 億円が計上されている。また、PCB処理施設における処理促進のための改造、設備機器の更新及び補修のための費用として、平成 28 年度予算に 17 億円、平成 27 年度補正予算に 20 億円が計上されている (「PCB廃棄物処理施設整備事業」)。さらに、平成 34 年以降に予定されている PCB廃棄物処理施設の解体撤去に際しては、PCBの除去・原状回復のために総額約 700 億円が必要と見込まれており、そのための引当金として、平成 28 年度予算に30 億円が計上されている。

#### エ 鳥獣保護管理の抜本的強化

近年、ニホンジカを始めとする鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化しており、ニホンジカとイノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減するなどの目標29の達成に向け、対策の強化が図られている。平成27年5月には、改正鳥獣保護管理法30が施行され、ニホンジカ及びイノシシを「指定管理鳥獣」に指定するとともに、これらの捕獲を都道府県が主体となって行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」が開始された。同事業費として平成28年度予算には5億円、平成27年度補正予算に5億円が計上されており、都道府県へ事業費の最大2分の1以内を交付する(ただし、平成28年度予算では、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間事業費の3分の2まで交付可能となる)。また、地方負担分については、特別交付税により措置される見込みである。

#### 才 外来種対策

外来生物に関しては、「生物多様性条約第 10 回締約国会議」で決議された愛知目標において、「平成 32 (2020) 年までに、侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられている。これを受け、「外来種被害防止行動計画」(平成 27 年 3 月)において対策の優先度の考え方を示すとともに、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成 27 年 3 月公表)を策定し、法的な規制がかけられている種のみならず、我が国の生物多様性に悪影響を及ぼしている種をリスト化するとともに最新の定着経路や今後の対策の方向性等について示した。

平成28年度予算においては、上記のリストにおいて「緊急対策外来種」とされているアカミミガメについて、輸入や販売に係る規制、普及啓発等による遺棄の防止、防除及び防除後の処分体制の構築等の対策を検討し、全国計画を策定することとしている(0.4 億円)。このほか、世界自然遺産地域候補地等、生物多様性保全上重要な地域における特定外来生物の防除等について4.9億円が計上されている。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(ニホンジカ、イノシシ)」(2013(平成 25)年 12 月 26 日 環境省、農林水産省) 〈http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9/kyouka.pdf〉(平 28.1.18 最終アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 26 年法律第 46 号)。2014(平成 26 年)に 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、題名が改められた。

# 2. 原子力規制関係予算の概要

原子力規制に関する平成 28 年度予算は 577 億円、このうち一般会計は 95 億円(前年度 比 1 %増)、エネルギー対策特別会計は 445 億円(前年度比増減なし)、東日本大震災復興 特別会計は 37 億円(前年度比 3 %増)であり、平成 27 年度補正予算は 24 億円である。

内閣府に計上されている原子力防災に関する予算は、平成 28 年度予算は 126 億円 (前年度比3%増、全てエネルギー対策特別会計)、平成 27 年度補正予算は 100 億円である。

原子力規制委員会は、平成 28 年度の重点分野として、(1)原子力規制の継続的改善、

- (2) 放射線モニタリング体制、原子力防災対策の強化、(3) 原子力規制人材育成の強化、
- (4) 国際連携・協力、保障措置の着実な実施の4つを掲げている。このため、以下、これに倣って項目別に、内閣府計上の原子力防災予算も併せて紹介することとしたい。

# (1) 原子力規制の継続的改善

原子力規制委員会は、新規制基準<sup>31</sup>に係る適合性審査を進めており、平成25年7月以降、16 原発26 基から申請が出された。そのうち、九州電力川内原子力発電所1・2号炉については、同審査における原子炉設置変更許可、工事計画及び保安規定変更の認可を受けるとともに、使用前検査を経て、平成27年11月までに両炉とも通常運転に復帰した。また、関西電力高浜原子力発電所3・4号炉についても、川内原発と同様の許可及び認可を受けており、今後、使用前検査を経て、3号炉については平成28年1月末に、4号炉については同年2月下旬に運転を再開する見通しとなっている<sup>32</sup>。

平成28年度においては、その他の原子力発電所の審査も佳境を迎えることとなり、着実な審査の実施が求められていることから、原子力規制委員会においては、審査及び検査体制に係る増員を予定している。具体的には、改正「原子炉等規制法」<sup>33</sup>に対応した使用前検査等を着実に行うための検査体制の強化に3名、東京電力福島第一原子力発電所の審査体制の強化に1名となっている。

#### ア 新規制基準に係る適合性審査

原子力規制におけるシビアアクシデント対策、地震・津波対策、火山対策などについては継続的な改善が求められており、平成 28 年度においても前年度を上回る予算を計上している。

具体的には、発電炉のシビアアクシデントの発生の防止及び対策等の安全審査に必要な技術的判断根拠等を整備し、規格基準類に反映する事業(発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業)について、平成28年度予算に14億円が計上されている。同事業では、軽水炉の重大事故の重要物理化学現象に係る実験を実施するための施設の改造・整備のため、昨年度から4億円増額されている。

また、新規制基準で明記された火山について、噴火可能性、噴火規模、影響範囲、モ

<sup>31</sup> 平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等の新規制基準がそれぞれ施行された。

<sup>32 『</sup>読売新聞』(平 27.12.26)

<sup>33 「</sup>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)

ニタリング等について調査を実施し、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」<sup>34</sup>への反映・策定を行うための事業には、5.4億円が計上された。

# イ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

平成24年11月に、東京電力福島第一原子力発電所が特定原子力施設<sup>55</sup>として指定されたことを受け、平成25年8月には、原子力規制委員会が東京電力から提出された実施計画を認可し、同実施計画に基づき、監視を行っている。同発電所1~3号炉では、炉心が損傷・溶融し、多量の燃料デブリが存在すると推測されていること、取り出し等において臨界の可能性も想定されることから、将来の燃料デブリの取り出しに向けて、安全に燃料デブリを輸送・管理することが同実施計画の中でも求められている。そのため、燃料デブリに対する臨界リスク評価基準の整備や同評価基準を検証するための事業 (「燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業」) に8.8億円が計上された。

# (2) 原子力防災対策の充実・強化

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会は、平成24年10月に新たに原子力災害対策指針を策定した。同指針は、原子力災害対策重点区域の範囲を、従来の原子力発電所からおおむね10kmから30kmに拡大するとともに、緊急時の住民防護措置実施の判断基準設定や、原子力発電所からおおむね5km圏の住民に対する安定ョウ素剤の事前配布について盛り込んだ。また、平成27年8月には、同指針が改定され、原子力災害に対応する医療施設等の整理とそれぞれの役割の明確化36、住民の避難時における検査及び簡易除染に係る考え方等が示された。

また、新たな指針の下では、原子力発電所からおおむね半径 30 km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進められることとなったが、要配慮者(病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の傷病者等)の安全な避難、移動手段の確保、30 km圏外にある避難受入側自治体の体制整備等、自治体による解決が困難な課題が複数指摘された。このため、平成25年9月の原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が立地する13地域を対象に地域原子力防災協議会が設置され、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画・避難計画の策定及び充実化が図られている。

# ア 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化

平成 28 年度予算では、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」として 123 億円が

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> 平成 25 年 6 月に原子力規制委員会によって取りまとめられた、原子力発電所に影響を及ぼす火山を評価するための手順を示したものである。

<sup>35</sup> 原子力災害が発生し応急の措置を講じた施設に対して、その後においても施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため、原子炉等規制法(第64条の2)に基づき指定される。

<sup>36</sup> これまでの初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関を基に、名称等を、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに変更するとともに、それぞれの役割を明確にした。国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学に対して、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に基づき審査を行い、平成27年8月26日付で原子力災害医療・総合支援センターの指定を行っている。

計上されており、原子力発電所の立地道府県に対し、緊急時の連絡網の整備、防災活動 のための資機材等の整備に対し定額を交付することとしている。

また、平成27年度補正予算においては、「原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化」(「原子力災害対策事業費補助金」、100億円)として、原子力発電所の周辺地域において、要配慮者等が屋内退避するための建物及び現地の原子力災害対策の拠点施設の放射線防護対策(ともにおおむね10km圏内)等が実施される。

# イ 原子力災害医療体制の整備

上記の原子力災害対策指針の改定及び原子力災害に対応する医療機関の整理等を受け、原子力災害医療の実効性の確保を目的として、原子力規制委員会に5億円(「原子力災害時医療実効性確保等事業」、図・赤枠)、内閣府に13億円が計上されている(「原子力災害医療体制の強化」、図・黒枠)。原子力規制員会においては、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに係る研修・訓練等事業を行い、内閣府においては、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療機関における資機材の整備等や研修・訓練を実施する。

#### 長期/専門的治療を要 高度被ばく医療 原子力災害医療 高線量被ばく傷病者の する内部被ばく患者の 支援センタ 診療 総合支援センタ 診療 「原子力災害医療派遣 高度専門的研修の実 -ム」の派遣調整 国が指定 ・国が指定 原子力災害拠点病院 救急医療や被ばく医療 被ばく傷病者等の初期 の提供 診療等 「原子力災害医療派遣 各道府県が登録 原子力災害医療協力機関 -ム」の配置 - 各道府県が指定

図 原子力災害医療の確保に係る原子力規制庁事業と内閣府事業の関係

(出所) 原子力規制委員会資料

### ウ モニタリングの実施

原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所等の立地道府県及び市町村は、原子力防 災対策やモニタリング対策を講じることが求められている。こうした地方自治体の取組 を支援するため、「放射線監視等交付金」として、平成 28 年度予算に 75 億円が計上さ れている。また、原子力災害が発生した場合に緊急的に行われるモニタリング体制の整 備について、平成 28 年度予算に 5.4 億円、平成 27 年度補正予算に 7.8 億円が計上され ている(「緊急時モニタリングの体制整備事業」)。

#### (3) 原子力規制人材育成の強化等

新規制基準の施行を踏まえ、原子力の安全規制に携わる人材の専門能力・現場対応能力の向上が求められている。原子力規制委員会は、平成26年6月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を決定し、これに基づいて原子力安全人材育成センターを中核と

して、若手や中途採用の職員を含めた人材育成の抜本強化に向けた取組を実施することと している。これらを踏まえ、職員に対してより実践的な研修を行い、人材の育成を強化す るため、「原子力規制人材育成事業」に3億円が計上されている。

また、平成27年度補正予算では、原子力規制庁の職員の専門能力向上のため、発電炉に近い挙動を模擬できる研修用のプラントシミュレータを開発・整備するための費用として、16億円が計上されている(「研修用プラントシュミレータ整備事業」)。同事業については、平成26年度補正予算に16億円が計上されており、平成27年度補正予算により必要なプログラム等の整備が終了し、平成28年3月より供用が開始されることとなっている。

# (4) 国際連携・協力、保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等の国際機関と連携し、我が国及び海外各国の知見の共有を図る等、原子力規制の向上に向けた取組を行っている。平成28年度においても、こうした取組を継続するため、上記の機関等への拠出を行う。具体的には、5.2億円のうち、IAEAへ3.9億円、OECD/NEAへ1.3億円等となっている。

また、我が国を含む世界の原子力施設等については、核物質が核兵器に転用されていないことについて、IAEAの確認を得ることが義務付けられている。IAEAの査察の際に採取される「環境サンプリング」は年に約730試料に及び、我が国においても分析協力をしており(年間50件程度)、平成28年度においてもこれについて9.7億円が計上されている(「保障措置環境分析調査事業」)。

#### おわりに

これまで述べてきたように、平成28年度においても、最重要課題は震災からの復興である。除染などが一定の区切りを迎えるものの、中間貯蔵施設の用地確保、指定廃棄物の長期管理施設の建設候補地の選定など、解決すべき課題は多い。放射性物質による汚染への懸念ができるだけ軽減するよう、住民へのリスクコミュニケーション、安全対策などを十分に行うとともに、住民の帰還に向けた迅速な対応が求められている。

また、地球温暖化対策については、パリ協定を踏まえた国の地球温暖化対策計画が策定される。いかにして対策の具体化、深化を図り、今後の地球温暖化対策を牽引できるものとしていくか、注視していく必要があろう。

震災以降、耳目を集める原子力規制については、新規制基準に係る適合性審査が進む中、審査体制の充実、原子力規制に関する不断の見直し、そして安全研究の推進が引き続き重要である。また、原子力防災については、放射線モニタリングや防災施設の整備だけではなく、原子力防災に関する人材の育成・確保などを含めたハード・ソフト両面において、より一層取組を強化していくことが求められる。

(やまぎし ちほ)